

添付法令資料 3 :

電子的方式によるエクイティ型証券、デッド型証券及び／又はスクークの公募活動の
実施に関する 2020 年 7 月 1 日付インドネシア共和国金融サービス庁規則

No.41/POJK.04/2020 (目次)

同月 2 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 電子公募システム
 - 第 1 節 システムプロバイダー (第 2 条ないし第 6 条)
 - 第 2 節 システム参加者及び管理参加者 (第 7 条ないし第 9 条)
 - 第 3 節 電子公募システムにおける活動 (第 10 条ないし第 14 条)
- 第 3 章 公募に関する情報及び公募における活動スケジュール
 - 第 1 節 公募に関する情報 (第 15 条ないし第 18 条)
 - 第 2 節 公募における活動スケジュール (第 19 条)
- 第 4 章 関心及び注文の表明
 - 第 1 節 要件及び手続 (第 20 条ないし第 25 条)
 - 第 2 節 取引される証券に対する関心の表明 (第 26 条及び第 27 条)
 - 第 3 節 取引される証券に対する注文 (第 28 条ないし第 32 条)
 - 第 4 節 証券注文資金の確保 (第 33 条)
- 第 5 章 公募における証券の価格及び数量
 - 第 1 節 取引される証券の価格及び数量の程度 (第 34 条及び第 35 条)
 - 第 2 節 取引される証券の価格及び数量 (第 36 条及び第 37 条)
- 第 6 章 証券割当及び証券割当の調整
 - 第 1 節 集中配分のための証券割当 (第 38 条及び第 39 条)
 - 第 2 節 証券割当の調整 (第 40 条ないし第 42 条)
- 第 7 章 証券の配分
 - 第 1 節 集中配分 (第 43 条ないし第 48 条)
 - 第 2 節 固定配分 (第 49 条)
- 第 8 章 証券引受人 (第 50 条及び第 51 条)
- 第 9 章 証券注文の決済 (第 52 条及び第 53 条)
- 第 10 章 雑則 (第 54 条)
- 第 11 章 行政制裁 (第 55 条ないし第 57 条)
- 第 12 章 終則 (第 58 条ないし第 60 条)